

市長の専決処分事項の指定について

市長の専決処分事項の指定について（昭和57年3月31日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として、次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下の額を定めること。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等により賠償金が補填される事故については、その保険金等の額に100万円を加えた額以下の額とする。
- 2 災害又は突発的な事故により、緊急に必要な最低限度の経費に係る予算を補正すること。
- 3 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴う条例改正を行うこと。ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。

附 則

この指定は、令和7年5月1日から施行する。